

## 第 2 0 5 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った一部公開決定及び非公開決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

1 平成26年 9月 8日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求を行った。

(1) 名市大芸術工学研究科〇〇〇〇教授及び薬学研究科〇〇〇〇教授、〇〇〇〇教授、〇〇〇〇教授並びに〇〇〇〇教授について、次の事項の分かる文書等

ア 平成24年度及び平成25年度の出勤簿（以下「本件公開請求①」という。）

イ 両研究科において平成23年度までは出勤簿が作成されていなかったが、平成24年度以降については作成を始めた経緯（以下「本件公開請求②」という。）

(2) 平成22年度及び平成23年度の名市大薬学研究科における各研究室で出勤状況を把握していたことの分かる文書等（以下「本件公開請求③」という。）

2 平成26年 9月22日、実施機関は、本件公開請求①及び本件公開請求②に対して、下記(1)の行政文書を特定し、下記(2)の理由により一部公開決定を行い、また、本件公開請求③に対して請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(1) 特定した行政文書

平成24年度及び平成25年度の出勤簿（薬学研究科〇〇〇〇教授、〇〇〇〇教授、〇〇〇〇教授及び〇〇〇〇教授並びに芸術工学研究科〇〇〇〇教授の出勤簿）

(2) 非公開事由

公開請求に係る行政文書を作成又は取得していない

〇〇〇〇教授の出勤簿、〇〇〇〇教授の平成25年度の出勤簿及び「両研究科において平成23年度までは出勤簿が作成されていなかったが、平成

24年度以降については作成を始めた経緯」については、実施機関においてこれを作成又は取得しておらず、当該文書の不存在により非公開とします。

- 3 平成26年10月28日、異議申立人は、上記一部公開決定及び非公開決定（以下これらを「本件処分」という。）を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関から名古屋市情報公開審査会に提出された平成26年 7月 4日付け25総務第 140号の 8「弁明意見書」において、芸術工学及び薬学研究科（以下「両研究科」という。）の出勤簿の作成について、「薬学研究科においては各研究室で出勤状況を把握していた。両研究科において出勤簿が作成されなかったのは、平成23年度までであり、平成24年度以降については、出勤簿は作成されている。」

と明記されており、そのように記述できた根拠は当然、存在しなければならない。

### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 ○○教授は、平成24、25年度に理事及び副学長であったため、平成24、25年度は出勤簿を作成していない。また、○○教授は平成24年度末に退職したため、平成25年度は出勤簿を作成していない。
- 2 平成22年度及び平成23年度当時、薬学研究科においては出勤簿の作成がされていなかったが、各研究室では、相互に休暇を取得する旨を申し出るなどし、出勤状況を把握していたが、このことを記録した文書は作成されていない。

### 第 5 審査会の判断

#### 1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

## 2 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 異議申立人が異議申立ての対象としている行政文書は、以下のとおりである。

- ア 名古屋市立大学薬学研究科〇〇〇〇教授（理事・副学長）の平成24、25年度の出勤簿（以下「本件請求文書①」という。）
- イ 名古屋市立大学薬学研究科〇〇〇〇教授（薬学研究科所属教員・平成24年度末退職）の平成25年度の出勤簿（以下「本件請求文書②」という。）
- ウ 両研究科において平成23年度までは出勤簿が作成されていなかったが、平成24年度以降については作成を始めた経緯（以下「本件請求文書③」という。）
- エ 平成22年度及び平成23年度の名古屋市立大学薬学研究科における各研究室で出勤状況を把握していたこと分かる文書等（以下「本件請求文書④」という。）

(2) 当審査会の調査によると、実施機関における出勤簿の作成及び保存に関する運用について、次の事実が認められる。

ア 平成22年度から平成24年 2月までの出勤簿の作成及び保存に関する運用について

平成22年度から平成24年 2月までにおいて適用されていた公立大学法人名古屋市立大学職員の勤務時間及び休暇に関する規程細則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第16号。以下「細則」という。）第20条においては、始業の時限までに出勤し、それぞれの所属の所定の場所において自ら備付けの出勤（補助）簿に朱色にて印を押すことにより、出勤簿を作成することが定められていた。

イ 専門業務型裁量労働制の導入について

平成24年 3月 1日より、実施機関においては、教員に原則として専門業務型裁量労働制が導入されることとなり、細則が改正された。

上記の専門業務型裁量労働制の導入に関連する事務手続きについて記載された文書（以下「本件事務手続文書」という。）が存在しており、全学的な出勤簿の新しい処理方法についての取扱いが記載されていた。

ウ 平成24年 3月から平成25年度までの出勤簿の作成及び保存に関する運用について

平成24年 3月から平成25年度までの公立大学法人名古屋市立大学職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第15号。）第 2条の 2及び細則第20条第 1項及び同条第 2項において、職員は、始業の時限までに出勤し、それぞれの所属の所定の場所において自ら備付けの出勤（補助）簿に朱色にて印を押すことにより、又はタイムレコーダーに記録することにより、出勤簿を作成することが定められていた。

また、細則第20条第 3項において、裁量労働制適用教員は、出勤後、任意の時刻に、出勤（補助）簿への押印又はタイムレコーダーによる記録を行い、出勤簿を作成することが定められていた。

#### エ 身分又は職種による運用の違いについて

平成22年度から平成25年度までのいずれにおいても、細則は、公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第10号。以下「就業規則」という。）第 3条第 1項に基づき、実施機関に常時勤務する職員に適用されるどころ、ここでいう職員には、教授、准教授、講師、助教及び助手という教員は含まれるが、理事長、副理事長、理事等の法人の役員は含まれない。

#### オ 平成22年度から平成24年 2月までにおける両研究科における出勤状況の管理について

平成22年度から平成24年 2月までにおいて、芸術工学研究科においては、勤務記録簿により教員の出勤状況を把握し、薬学研究科においては、ホワイトボードを利用し出勤状況を把握していた。

#### カ 平成24年 3月からの両研究科における出勤状況の管理について

平成24年 3月 1日以降、両研究科においては、出勤簿の作成が開始された。

同日以降の出勤簿の処理方法について研究科内に周知した文書（以下「本件周知文書」という。）がそれぞれ両研究科において存在しており、本件周知文書には、同日以降、専門業務型裁量労働制導入に伴う出勤簿の取扱いの変更に伴い、導入後における出勤簿への押印方法及び出勤簿の設置場所について事務的に連絡する内容が記載されていた。

### (3) 本件請求文書①について

ア 平成24、25年度当時、〇〇〇〇教授は理事及び副学長に任命されてい

た。

イ 上記(2) エのとおり、理事は法人の役員であるため、就業規則及び細則が適用されず、また法人の役員の出勤簿の作成について、他に定められたものは存在しなかった。

ウ したがって、本件請求文書①は作成されておらず、存在しないと認められる。

(4) 本件請求文書②について

ア ○○○○教授は平成25年 3月31日に退職しており、平成25年度においては、既に実施機関の職員ではないため、出勤簿を作成する必要がない。

イ したがって、本件請求文書②は作成されておらず、存在しないと認められる。

(5) 本件請求文書③について

ア 異議申立人が請求している行政文書は、「両研究科において平成23年度までは出勤簿が作成されていなかったが、平成24年度以降については作成を始めた経緯」がわかる文書であるので、当該文書の有無について検討する。

イ 上記(2) カのとおり、平成24年 3月 1日より教員に原則として専門業務型裁量労働制が導入され、出勤簿の処理方法についての全学的な事務の見直しが行われたことを契機に、両研究科において、出勤簿を作成すべきであったところ作成していなかったというそれまでの取扱いを改め、改正後の細則に従い、出勤簿の作成を開始することにしたという経緯（以下「本件経緯」という。）が認められる。

ウ そして、専門業務型裁量労働制が導入される前後において、上記(2) イ及びカのとおり、本件事務手続文書及び本件周知文書が作成されていたことが認められるため、これらが請求に係る行政文書に該当するか否かを判断する。

エ 本件事務手続文書について

(ア) 両研究科において専門業務型裁量労働制が導入されたことは、両研

究科において、それまでの規定と異なる取扱いを改めるに至った契機ではある。

(イ) しかし、上記(2)アのとおり、専門業務型裁量労働制が導入される前においても、両研究科を含む全教員について出勤簿の作成は義務であったため、専門業務型裁量労働制の導入に伴う事務手続きとしては、新たに出勤簿を作成することを求めるものではなく、全学的に出勤簿の処理方法についての取扱いを変更するものにすぎなかった。

(ウ) そのため、本件事務手続文書は、両研究科において、それまでの規定と異なる取扱いを改めるに至った契機である専門業務型裁量労働制の導入における事務手続きを説明する文書ではあるものの、本件経緯それ自体を示すものとは認められない。

(エ) したがって、本件事務手続文書が、本件経緯が記載された文書に該当するとは認められない。

オ 本件周知文書について

(ア) 上記(2)カのとおり、本件周知文書には、平成24年 3月 1日以降、専門業務型裁量労働制導入に伴う出勤簿の取扱いの変更に伴い、導入後における出勤簿への押印方法及び出勤簿の設置場所について事務的に連絡する内容が記載されているにすぎず、新たに出勤簿の作成を求めるものではなかった。

(イ) 本件周知文書は、両研究科において、それまでの規定と異なる取扱いを改めるに至った契機である専門業務型裁量労働制の導入における一連の手続きの中で作成された文書ではあるものの、本件経緯が記載されているとは認められない。

(ウ) したがって、本件周知文書は、本件経緯が記載された文書であるとは認められない。

カ 以上より、本件事務手続文書及び本件周知文書は、本件請求文書③に該当するとは認められず、他に本件請求文書③に該当する行政文書の存在を認めるに足りる事情も認められない。

キ したがって、本件請求文書③は作成されておらず、存在しないと認められる。

(5) 本件請求文書④について

ア 平成22年度及び平成23年度、薬学研究科の各研究室においては、同じ研究室に所属する教員等の各々のその時点の所在（教授室、講義室、休み等）や、今後の出張及び休暇の予定について、研究室内に掲示したホワイトボードに表示することで、お互いの予定を相互に確認し、出勤状況を把握していた。

イ 一般的に、ホワイトボードに表示した予定については、予定が終了した時点など、定期的に消去することが想定されているものであるため、出勤状況を把握していたことのおける文書は存在しないとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

ウ したがって、本件請求文書④は作成されておらず、存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

4 審査会の要望

(1) 本件請求文書③及び本件請求文書④について、本件経緯及び研究室内に掲示したホワイトボードに表示することで、所属教員等がお互いの予定を相互に確認していたという事実が認められることは、上記第 5の2(2)オ及び同(5)イで述べたとおりである。

しかし、異議申立書等を見分する限り、実施機関は、公開を実施する際に、異議申立人に対して不存在による非公開の理由について十分な説明をしていたとは言い難い。市政に関し市民に説明する責務を全うし、透明性の高い市政の推進に資するという条例の趣旨に鑑みても、本件処分時点において把握していた事実については、口頭で説明するなど情報提供すべきだったといえる。

実施機関には今後、情報公開に係る事務手続において、条例の趣旨を十分に鑑みて情報提供に努めるなど適切に対応するよう要望する。

(2) また、実施機関は、弁明意見書において、相互に休暇を取得する旨を申し出るなどし、出勤状況を把握していた事実について記載しているものの、

本件経緯及びホワイトボードの使用などの詳細な事実については述べていない。弁明意見書は、審査会における審議の適正及び異議申立人の反論の機会に資するべきものであることに鑑みると、本件に係る実施機関の弁明意見書の記載は、十分とは言い難く、情報公開制度の趣旨に照らし適切さを欠くものであった。

実施機関には今後、情報公開に係る事務手続において、適切に対応するよう強く要望する。

## 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年11月 4日	諮問書の受理
12月10日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
平成27年 1月13日	実施機関の弁明意見書を受理
2月 9日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成28年10月12日	異議申立人の意見陳述申出書を受理
平成29年10月20日 (第 1回 第 2小委員会)	調査審議
12月 8日 (第 3回 第 2小委員会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成30年 1月12日 (第 4回 第 2小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
3月16日 (第 6回 第 2小委員会)	調査審議
4月16日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上純、委員 清水綾子、委員 豊島明子